

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日にA会社に雇用され、その後、A会社が展開する店舗内で主に食料品の販売を行うB会社（以下「会社」という。）に所属、C所在の会社D店（以下「事業場」という。）において惣菜売場長として就労していた。請求人は平成○年○月○日、事業場を退勤後、自家用車を運転していたところ、交差点（以下「本件事故現場」という。）で右折しようとした際、対向する直進車と衝突し（以下「本件事故」という。）、負傷した（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、直ちにE病院に救急搬送され「脳挫傷、左多発肋骨骨折」等と診断され、同病院において入院治療を受け、その後、同年○月○日、F病院に転医し、入院治療を継続した。

請求人は、本件負傷は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は、本件負傷は、通勤経路を逸脱中に起きたものであり、通勤災害とは認められないとして、また、本件負傷は、業務による移動中に生じたものとは認められず、業務災害とは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、本件負傷が通勤又は業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、本件負傷の経緯について、①当初、事業場から住居までの帰宅途中における通勤災害であるとしていたが、②その後、会社が営む他店舗に視察に行く途中であったとして、業務上の災害である旨主張しているので、以下検討する。

(2) 通勤災害であったとの主張について、労災保険法第7条第2項において、通勤災害とは、住居と就業場所との往復等について、合理的な経路及び方法によるものであるとし、さらに、同条第3項では、経路を逸脱又は中断した場合、当該逸脱又は中断の間については通勤災害として保険給付の対象となる通勤とはしない旨を規定しているところ、当審査会としても一件記録を精査したが、決定書理由に説示するとおり、本件事故現場は、請求人の住居と事業場との合理的な経路からは大きく逸脱していることは明らかであり、保険給付の対象となる通勤とは認められないものであると判断する。

(3) 業務災害であるとの主張の主旨は、請求人は本件負傷当時、他店舗の惣菜の陳列方法、惣菜の品目及び店舗独自の手書きポップや装飾の手法等について状況を把握する必要があり、会社指示の下、他店舗へ視察に行く途中であったというものである。

この点、元事業場店長であったGは、要旨、「他社競合店への視察は、会社のマニュアル（以下「マニュアル」という。）にも示された業務の一環であって、視察結果の報告書作成等店長への報告も求められているが、他店舗の視察については、そもそも、店舗における陳列方法及び販売する製品等はマニュアルで示されており、視察を行う必要性は乏しく、業務としての認識は無い。ただし、新規開店や店舗の全面改装を行った場合は、新規に機械導入等の改善が進められている場合があり、業務の参考に資することも考えられるので、朝礼等の機会に情報提供し、可能な範囲での視察を呼びかけているが、特段、結果報告を求めることも、行かなかった場合に注意することも無い。また、請求人から、これまでに他店舗の視察結果の報告を受けた事実も無い。」と述べている。

また、請求人本人も、要旨、他店舗の視察について、明確な指示は無く、文書報告はおろか口頭での報告も求められておらず、さらに、視察を指示されたのは他店舗の新規開店の場合であったとして、Gの申述と同旨のことを述べている。

当審査会では、一件記録を精査するも、他店舗の視察については業務命令であるとは認められず、さらに、請求人らが主張する請求人が視察予定であったとする他店舗について、Gから推奨若しくは指示された新規開店等の場合であったという事情も認められないことから、決定書理由に説示のとおり、仮に請求人が他店舗に視察を目的として移動していたとしても、当該行為は請求人の自主的な行動であったと判断することが相当であり、客観的に業務上必要な行為であったとみることはできない。また、そもそも当初自宅への帰路であったとの主張が他店への視察であったとの主張に変異した経緯からみて、当審査会としては、請求人の主張には疑義を抱かざるを得ないものであり、いずれにしても業務上の災害とは認められないものであると判断する。

(4) そうすると、請求人の本件負傷は、通勤災害及び業務災害のいずれにも該当しないとした審査官の判断は妥当であるものと判断する。

(5) なお、請求人らのその他の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。